

令和6年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年12月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中原賢一

課長補佐 川崎常弘
議事係書記 草場雅子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
2番 岸川信義 3番 友田香将雄

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第58号 専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第4号））
日程第5 議案第64号 子ども・子育て支援施設整備交付金事業有明地域放課後児童クラブ新設工事請負契約について
日程第6 議案第65号 学校施設環境改善交付金事業有明地域新設小学校改修工事請負契約について
日程第7 議案第66号 住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更について
日程第8 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和6年第6回白石町議会12月定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
次に、諸般の報告を行います。
各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。
また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配布していますので、確認をお願いします。
以上で諸般の報告を終わります。
次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岸川信義議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、11月26日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり本日12月6日から13日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日12月6日から12月13日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付している一覧表のとおりです。専決処分1件、条例5件、契約3件、人事2件、補正予算4件、以上15件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様おはようございます。

本日、令和6年第6回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が1件ございます。

議案第58号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第4号）」）は、令和6年10月9日解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費について、本年10月1日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

次に、条例案件が5件ございます。

議案第59号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の2件につきましては、本年の佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、白石町職員及び特別職等の給与について改定をお願いするものでございます。

議案第61号「白石町公民館条例等の一部を改正する条例について」は、有明公民館の閉館に伴い、本町の関係条例を改正を行うものでございます。

議案第62号「白石町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」は、白石町老人福祉センターの閉館に伴い、白石町介護予防拠点施設ひだまり館をその代替施設とするため、条例の改正を行うものでございます。

議案第63号「白石町農業集落排水処理施設条例及び白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、佐賀西部広域水道企業団が令和7年10月1日から水道料金の徴収方法を毎月徴収から隔月徴収に変更されることに伴い、下水道使用料の徴収方法についても水道料金と同様に毎月徴収から隔月徴収へ改定をお願いするものでございます。

次に、契約案件が3件ございます。

議案第64号「子ども・子育て支援施設整備交付金事業有明地域放課後児童クラブ新築工事請負契約について」は、令和8年4月の有明小学校開校に向けて旧有明中学校の敷地内に軽量鉄骨造りの平家建てで有明地域放課後児童クラブを新築するものでございます。

契約方法につきましては、指名競争入札により行い、契約金額は消費税込みで1億3,750万円、契約の相手方は富士建設株式会社でございます。

議案第65号「学校施設環境改善交付金事業有明地域新設小学校改修工事請負契約について」は、旧有明中学校の校舎を統合後の有明小学校として活用するもので、校舎棟は小学校仕様にするため、階段への手すりの設置や手洗い高さの変更、建物の長寿命化対策としての屋根や外壁の改修、そのほかトイレ、空調の改修を行うものでございます。また、体育館については屋根や外壁の改修、照明及びトイレの改修を行うものでございます。

契約方法につきましては、条件付一般競争入札により行い、契約金額は消費税込みで5億3,020万円、契約の相手方は唐津土建・富士建設共同企業体でございます。

議案第66号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更について」は、2号物揚棧橋の仮締切施工範囲を拡大したことや鋼矢板等の仮設材撤去に伴い発生したフジツボなど海洋生物の除去に係る費用等を変更し、請負金額を5,263万6,100円増額し、変更後の契約金を5億4,557万9,100円とする変更契約であり、契約の相手方は中野・富士建設共同企業体でございます。

以上3件につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が2件ございます。

議案第67号「教育委員会教育長の任命について」は、令和7年2月16日で任期満了を迎える北村喜久次教育長の後任として新たに下平博明氏を推薦したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第68号「教育委員会委員の任命について」は、令和7年2月16日で任期満了を迎える川崎姿子委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第69号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に1億4,687万2,000円を追加し、補正後の予算総額を172億2,183万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第70号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第71号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第72号「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○大串恭隆企画財政課長

議案第58号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第4号）」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和6年10月1日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1,311万8,000円を追加し、補正後の予算総額を170億7,496万2,000円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

17款県支出金、3項、1目総務費委託金で、衆議院議員選挙及び国民審査執行費1,311万8,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

2款総務費、4項、4目衆議院議員選挙及び国民審査執行費について、10月27日に挙行される選挙費用1,311万8,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村政文総務課長

議案第59号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

提案理由にありますとおり、令和6年8月の人事院勧告及び10月の佐賀県人事委員会勧告に鑑み、白石町職員についての給与改定等を行うため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、第1条は給料表について、人材確保の観点を踏まえ、給料表の水準を引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当について、職員は年額0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員については、年額0.05月分引き上げるものとなっております。

第2条は、令和7年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分し、期末手当の支給月数を6月期及び12月期ともに1.25月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分とし、勤勉手当の支給月数を6月、12月ともに1.05月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.50月分とするものでございます。

施行期日等につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。また第2条は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

議案書8ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/9ページをお開きください。

これは、期末・勤勉手当の支給率について改正するものでございますが、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の122.5から100分127.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の68.75を100分の71.25へ0.025月分引き上げるものでございます。

次に2/7ページをお開きください。

第22条第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の102.5から100分の107.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の48.75を100分の51.25へ0.025月分引き上げるものでございます。

別表第1の行政職給与表については、主に初任給を始め若年層に重点を置き給料月額を引き上げるものでございます。

次に議案書15ページ目の新旧対照表【第2条関係】8/9ページをお開きください。

これは令和7年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分するものでございまして、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を100分の125とするものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を100分の70とするものでございます。

次に9/9ページをお開きください。

第22条第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を100分の105とするものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を100分の50とするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第60号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当の支給割合を年額0.05月分引き上げるものでございます。

ただ今申し上げました改正内容を、今回、第1条が議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条が同じく議会議員の令和7年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また、第3条は、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条が同じく町長等の令和7年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書4ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/4ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしまして、議会議員に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、議案書5ページ目の新旧対照表【第2条関係】2/4ページをお開きください。

これは、令和7年4月1日から施行することとしまして、令和7年度以降の議会議員に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和7年度以降は、6月期及び12月期の期末手当の支給率を100分の172.5へ改正するものでございます。

次に、議案書6ページ目の新旧対照表【第3条関係】3/4ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしまして、白石町長等に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、議案書7ページ目の新旧対照表【第4条関係】4/4ページをお開きください。

これは、令和7年4月1日から施行することとしまして、令和7年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和7年度以降は、6月期及び12月期の支給率を100分の172.5へ改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第61号「白石町公民館条例等の一部を改正する条例について」。

有明公民館の閉館に伴い、白石町公民館条例等の一部を改正する必要があるため、関係条例の改正をまとめて行うものでございます。

第1条関係として、「白石町公民館条例」の一部改正として、有明公民館の位置を改正し、施設使用に関する項目を見直すものでございます。

第2条関係として、「白石町交流館条例」の一部改正として、有明公民館の機能を白石町交流館に移転することに伴う施設使用に関する項目の改正を行なうものでございます。

第3条関係として、「白石町図書館運営協議会条例」の一部改正として、有明公民館図書室を削除するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小野 勉長寿社会課長

議案第62号「白石町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

現在の白石町老人福祉センターが、令和7年3月31日をもって廃止されることに伴い、白石町介護予防拠点施設ひだまり館をその代替施設とするため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

第2条は、老人福祉センターの位置をひだまり館の位置に改めるものです。

第7条は、使用の制限に第2項としてひだまり館条例と同様の使用制限規定を加えるものです。

第8条は、使用料をひだまり館条例を適用した額及び同様の納入方法に改めるものです。また、ひだまり館条例と同様の使用料不還付規定を第3項として加えるものです。

第11条から第14条は、老人福祉センターに指定管理者を置かないため、当該規定を削るものです。

施行期日については、令和7年4月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第63号「白石町農業集落排水処理施設条例及び白石町特定環境全公共下水道条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正により、令和7年10月1日から水道料金の徴収方法が毎月徴収から隔月徴収（2箇月に1回の徴収）に変更されることになりました。佐賀西部広域水道企業団に徴収事務を委託している下水道使用料についても、同様に毎月徴収から隔月徴収へ徴収方法を変更するため条例の一部改正を行うものであり、併せて、その他所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例の改正に合わせ令和7年10月1日とし、この条例の施行日以後の検針（令和7年11月）に係る使用

料の徴収から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

議案第64号「子ども・子育て支援施設整備交付金事業有明地域放課後児童クラブ新築工事請負契約について」御説明いたします。

令和8年4月の有明小学校開校に向けての、有明地域放課後児童クラブ新築工事です。

工事の主な内容といたしまして、建物は軽量鉄骨造の平屋建、延床面積は358㎡です。建物内部の構造は、各73.5㎡の支援室3室、支援員室1室、湯沸室1室、多機能型トイレ1室、男子女子トイレそれぞれ1室、倉庫2室となっています。

工事場所は、旧有明中学校敷地内、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、消費税込みで1億3,750万円でございます。契約の相手方は、富士建設株式会社です。入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る10月29日に入札を行い11月5日に仮契約を締結、本工事の工期は議決日の翌日から令和7年4月30日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

議案第65号「学校施設環境改善交付金事業有明地域新設小学校改修工事請負契約について」御説明いたします。

令和8年4月の有明小学校開校に向けた、校舎及び体育館の改修工事です。

工事の主な内容といたしまして校舎棟は、小学校仕様にするための改修として、階段への手すりの設置や、手洗いの高さの変更、建物の長寿命化対策としての屋根・外壁改修、そのほかトイレ改修、空調改修工事です。

体育館についても、屋根・外壁改修、照明改修及びトイレ改修工事です。

工事場所は、旧有明中学校（白石町立有明小学校）、契約の方法は、条件付き一般競争入札、契約金額は、消費税込みで5億3,020万円でございます。

契約の相手方は、唐津土建・富士建設共同企業体でございます。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る10月29日に入札を行い11月5日に仮契約を結んでいます。

本工事の工期は議決日の翌日から令和7年9月30日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

議案第66号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更について」御説明いたします。

この件につきましては、令和6年3月以降の議員説明会で、順次説明して参りました変更分について、金額が確定したことによる工事請負額の変更となります。

工事場所は、白石町大字福富下分地先、変更前の契約金額は、消費税込みで4億9,294万3,000円、変更後の契約金額は5億4,557万9,100円、変更契約金差額は5,263万6,100円の増額でございます。

契約の相手方は中野・富士建設共同企業体です。

変更の主な理由としては、次の4点です。

1点目は、物揚棧橋の施工箇所に海水が侵入しないように設置する仮締切工について、工期短縮と確実性を考慮し、常時潮が引かない高さの施工箇所に加え、潮が年に数回程度しか引かない高さの施工箇所まで仮締切範囲を拡大したことに伴う増額です。

2点目は、仮締切の仮設材に付着した海洋生物（フジツボ）の除去費用の増額です。

3点目は、昨年度までに完了を予定していた鋼管杭の打ち込みが一部、完了しなかったことにより再度、機械を杭打ち用に改造を行ったことによる増額です。

4点目は、コンクリートを使用できる8月末までに完了出来なかった2号物揚棧橋の地覆工の一部の減額、物揚場及び2号物揚棧橋の舗装の一部の減額です。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第69号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億4,687万2,000円を追加し、補正後の予算総額を172億2,183万4,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表継続費補正ですが、学童保育事業費では有明地域新設小学校放課後児童クラブ施設整備は既に予算に計上しておりますが、工事の進捗が早まったために令和6年度と7年度の年割額に変更が生じたため、補正をお願いするものです。

6ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、過疎対策事業については、クリーク防災機能保全事業費及び通学路整備事業の増額に伴い借入限度額を変更し、道路メンテナンス事業は減額し合併特例債に変更します。合併特例事業については、新有明地域新設小学校放課後児童クラブ施設整備費は今年度の継続費の年割額の増額によるもの、福富体育施設管理費は事業費の増額に伴うもの、保育所等施設整備事業費補助金（福富保育園整備）

は取り下げ及び道路改築・修繕事業の減額に伴い借入限度額を変更し、また、河川整備事業については船野・嘉瀬川治山事業の増額に伴い借入限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

9ページをお願いします。

14款分担金及び負担金、2項、4目農林水産業費負担金で、基幹水利佐賀西部地区経費負担金836万円及び11ページ17款県支出金、2項、4目農林水産業費県補助金で基幹水利施設管理事業補助金（佐賀西部地区分）2,149万1,000円を計上しております。筑後川下流土地改良事業で、これまで補助対象外であった委託料（人件費）が補助対象となりました。これまで関係市町の土地改良区へ負担していた分を対象とするため、代表市町の白石町が代表となり負担金を精算するものです。

14ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入の住民課雑入では、令和5年度療養給付費（定率）負担金の精算に伴い、後期高齢者医療市町負担金精算金1,010万4,000円を計上しております。

また、長寿社会課雑入では、令和5年度決算に伴う介護保険市町負担金精算金1,621万8,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

16ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等の人件費を補正しておりますが、これは条例改正に伴う議会議員及び特別職等の期末手当、並びに職員の期末・勤勉手当及び職員給の引き上げ等による増額補正を計上しております。

18ページをお願いします。

2款総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助金及び交付金で、ずっと住まいる応援事業補助金700万円の増額補正を計上しております。補助金申請見込みの増加によるものです。

23ページをお願いします。

3款民生費、1項、2目障害者福祉費の扶助費で、障害児通所支援給付費3,272万4,000円を計上しております。障害児通所サービスの利用実績による再算定によるものです。なお、財源として、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を充当しております。

29ページをお願いします。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費の扶助費で、今後の子どもの医療費の増加を見込み、子どもの医療事業扶助費1,214万1,000円の増額補正を計上しております。コロナ感染症が自費診療になったことや、令和5年12月から子ども医療費助成制度の対象年齢が「15歳から18歳」までに拡充された事が要因として考えられます。

30ページをお願いします。

同じ衛生費、1項、2目予防費の償還金利子および割引料では、過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金817万3,000円及び過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金623万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる令和5年度分の国庫負担金等の返還金を計上しております。

35ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項、7目農地費の負担金、補助金及び交付金で、クリーク防災機能保全対策事業費負担金500万円を予算計上しております。県営事業の増額に伴い町費負担金（10%）の増額補正を計上しております。

43ページをお願いします。

10款教育費、1項、3目教育振興費の委託料で、特別な支援を必要とする児童に対し、事業所委託により医療的ケア看護職員を配置する為に36万円の増額を予算計上しております。なお、財源として国庫負担金2分の1を充当しております。

48ページをお願いします。

同じ教育費、6項、2目体育施設費の工事請負費で、ジムナスティックスホール白石の利便性を図るためベビーケアルームを設置し、また、破損している床下の束の補修に必要な330万円の増額補正を計上しております。なお、今回の補正に財源として、企業版ふるさと寄附金及び合併特例債を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「12月補正予算細事業一覧表」及び「白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、50ページ以降の給与費明細書、55ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○谷川友子住民課長

それでは、住民課所管の議案第70号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,764万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ39億5,936万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

4款国庫支出金でございますが、国から交付される社会保障・税番号制度システム整備費補助金58万1,000円の減額補正でございます。これは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費用及び周知広報に係る経費が当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に5款県支出金でございますが、県から交付される保険給付費等交付金2億5,709万7,000円の減額補正でございます。国保特別会計歳出の一般被保険者療養給付

費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費がそれぞれ減額の見込みであるため、保険給付費の実績に応じてその同額が交付される普通交付金を2億7,600万円減額補正し、市町村事務処理標準システムの導入費用等に対して交付される特別調整交付金及び県繰入金（2号分）の1,890万3,000円を増額補正しております。

続きまして、8ページをお願いします。

7款繰入金でございますが、令和6年12月2日からマイナ保険証をお持ちでない方に交付する「資格確認書」について、杵藤広域6市町の発注枚数の変更減により、1枚当たりの単価が上昇したことに伴う一般会計繰入金3万8,000円を増額補正しております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

1款総務費でございますが、歳入で御説明いたしました7款繰入金一般会計繰入金の支出項目になりまして、「資格確認書」の単価上昇に伴う需用費3万8,000円を増額補正と市町村事務処理標準システム導入委託料の落札減による1,953万8,000円の減額補正でございます。委託料については、先行して同システムの導入を進める自治体が既に実施した検証項目については、当町において検証不要となったことにより、委託する業務量が減少したことによる落札減でございます。

次に、2款1項の療養諸費でございますが、これは歳入で御説明いたしました5款県支出金、普通交付金の支出項目になります。医療費の給付につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度まで上昇し、令和5年度から下降に転じることとなりました。今年度においても当初見込額を下回る保険給付が見込まれることから、医療機関を利用した場合の保険者負担分にあたる一般被保険者療養給付費2億1,960万円、柔道整復、治療用装具の保険者負担にあたる一般被保険者療養費150万円を減額補正しております。

続きまして、10ページをお願いします。

同じく2項の高額療養費でございますが、これも歳入で御説明いたしました5款県支出金、普通交付金の支出項目になります。1項の療養諸費と同様の理由により、一般被保険者高額療養費5,490万円を減額補正しております。

続きまして、11ページをお願いします。

8款諸支出金でございますが、市町村事務処理標準システム移行費用とマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費に変更が生じたため54万1,000円を減額補正しております。

最後に、9款予備費でございますが、国保特別会計の歳入見込額から歳出見込額を差し引いた3,840万1,000円を予備費として計上し、国保特別会計の収支均衡を図るものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、住民課所管の議案第71号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、補正後の総額を4億8,054万6,000円とするものです。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが7ページをお願いします。

6款諸収入につきまして、後期高齢者医療広域連合からの受託事業である高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業において、会計年度任用職員の報酬単価の改定に伴い12万4,000円を増額補正しております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いします。

3款保健事業でございますが、歳入で御説明いたしました6款諸収入の支出項目になります。高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業において雇用している会計年度任用職員（管理栄養士）の報酬単価の改定に伴い12万4,000円を増額補正しております。

以上で議案第71号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第72号「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条「主要な建設改良事業」の補正内容について説明いたします。

農業集落排水機能強化事業は、建設改良費に係る給与改定及び人事異動に伴う人件費575万1,000円の減額です。

第3条「収益的収入及び支出」、第4条「資本的収入及び支出」については、15ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

補正予算書の15ページをお願いします。

「収益的収入及び支出」です。

収益的収入の2項営業外収益、5目他会計負担金の692万2,000円の減については、総係費に係る人件費の見込みによる一般会計負担金の減額です。9目消費税及び地方消費税還付金4,000円の減額は、補正予算に伴う見積額修正によるものです。

これによりまして、15ページ上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億3,136万3,000円から今回の補正額692万6,000円を減額しまして、6億2,443万7,000円とするものです。

16ページをお願いします。

収益的支出について、1項営業費用、5目総係費は、職員の給与改定及び退職に伴う人件費692万2,000円の減額です。7目減価償却費については、固定資産の確定による390万7,000円の減額です。

これによりまして、16ページ上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億3,776万7,000円から今回の補正額1,082万9,000円を減額しまして、6億2,693万8,000円とするものです。

17ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」です。

4項他会計負担金、1目他会計負担金575万1,000円の減については、建設改良費に係る人件費の見込みによる一般会計負担金の減額です。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額3億9,599万1,000円から今回の補正額575万1,000円を減額しまして、3億9,024万円とするものです。

18ページをお願いします。

資本的支出の1項建設改良費、1目建設改良費は、建設改良費に係る職員の給与改定及び人事異動に伴う人件費575万1,000円の減額です。

これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額5億9,985万2,000円から今回の補正額575万1,000円を減額しまして、5億9,410万1,000円とするものです。

第5条「議会の議決を経なければ流用することができない経費」については、職員給与費を4,405万6,000円としています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

議案第73号「学校施設環境改善交付金事業旧福富中学校校舎等解体工事請負契約について」御説明いたします。

令和6年3月で閉校となった旧福富中学校の校舎及びプール等の解体工事です。

工事場所は、旧福富中学校、契約の方法は、条件付き一般競争入札、契約金額は、消費税込みで2億8,050万円でございます。

契約の相手方は、富士・日出島建設共同企業体でございます。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る12月5日に入札を行い12月9日に仮契約を結んでいます。

本工事の工期は議決日の翌日から令和7年9月30日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願います。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

9時44分 休憩

10時02分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第58号「専決の処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第58号「専決の処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第58号は承認されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第64号「子ども・子育て支援施設整備交付金事業有明地域放課後児童クラブ新築工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第64号「子ども・子育て支援施設整備交付金事業有明地域放課後児童クラブ新築工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第65号「学校施設環境改善交付金事業有明地域新設小学校改修工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

この施設、町内の業者が入札されておりますが、その後の下請関係もできれば町内の事業者の利用をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

本工事の下請の業者について、町内の事業者の方という御質問でございます。この入札の仕様書の中にも、受注された業者さんについては町内の業者のほうを優先して選定していただきたい、また契約書の第7条の中にも下請の中に町内の業者をという形で明記をしております。今後、本契約が成立いたしましたら、再度業者のほうに町内の事業者のほうを優先的にお願いしていただきたいということでお願いしたいと思っております。

○前田弘次郎議員

私もお聞きしたところ、町内業者のほうに回ってきますけど、結構たかかれると、たかかれるとどうしてもできないというようなこともありますので、その辺をしっかりと、金額あたりも見てよろしくお願ひしときます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第65号「学校施設環境改善交付金事業有明新設小学校改修工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第66号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第66号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、報告第11号「専決処分の報告について」、この担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第11の内容説明)

○大串恭隆企画財政課長

報告第11号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

マイクロバス運転業務を委託する運転手が公用車を運転中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和6年9月3日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額8万8,000円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年7月31日午後1時55分頃、マイクロバス運転業務を委託する運転手が訪問先の杵藤地区消防本部で駐車場において、バックで駐車しようとしてモニターを見ながらバックしていたところ、後方確認不足により、車の左後方のバンパーがフェンスに衝突し、フェンスを湾曲させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填をしております。

以上で御説明を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時10分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月6日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 岸 川 信 義

署 名 議 員 友 田 香将雄

事 務 局 長 中 原 賢 一